

研究支援関係 規程・書式等掲載場所

研究支援

科学研究費助成事業 (文部科学省)

- 学内使用ルール (本学HP※1/本学イントラネット※2)
- 学内使用書式等 (本学イントラネット※2)
- 科学研究費助成事業一科研費一 (文部科学省) http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/main5_a5.htm
- 科学研究費助成事業一科研費一 (日本学術振興会) <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.htm>

共同研究 (学内)

- 規程 (本学イントラネット※2)
- 各種書式等 (本学イントラネット※2)

共同研究 (学外)

- 規程 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
- 各種書式等 (本学HP※1/本学イントラネット※2)

受託研究

- 規程 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
- 各種書式等 (本学HP※1/本学イントラネット※2)

奨学寄附金

- 規程 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
- 各種書式等 (本学HP※1/本学イントラネット※2)

その他助成金

- 案内・お知らせ等 (本学イントラネット※2/伝達事項で都度掲載)

委員会

生命倫理委員会

- 規程 (本学イントラネット※2)
- 各種書式等 (本学イントラネット※2)

動物実験委員会

- 規程 (本学HP※1/本学イントラネット※2)
- 各種書式等 (本学イントラネット※2)

共同研究推進委員会

- 規程 (本学イントラネット※2)
- 各種書式等 (本学イントラネット※2)

※1 (本学HP) ……ホーム → 大学の概要 → 研究・産学官連携 <http://www.sonoda-u.ac.jp/university/research.html>

※2 (本学イントラネット) ……トップ → 事業局情報 → 社会連携推進センター

※上記すべての窓口は、「社会連携推進センター(地域連携・研究支援ユニット)」です。
事前に本学HPまたはイントラネットにてご確認ください。



園田学園女子大学
園田学園女子大学短期大学部

人間健康学部 総合健康学科・人間看護学科・食物栄養学科
人間教育学部 児童教育学科
経営学部 ビジネス学科
短期大学部 生活文化学科・幼児教育学科

園田学園女子大学 園田学園女子大学短期大学部『研究倫理・研究支援パンフレット』

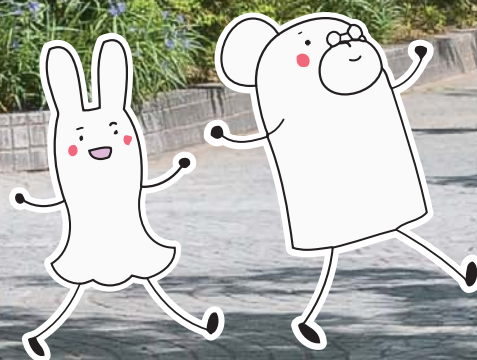
発行 者: 園田学園女子大学 園田学園女子大学短期大学部
所 轄: 社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニット
TEL (06)6429-9921 FAX (06)6422-8523
発行 年: 2021年3月

「研究倫理・研究支援パンフレット」に関するご意見やご感想などがありましたら、社会連携推進センターへお寄せください。
本パンフレットに掲載した文章、写真等の無断転載・複写を禁じます。
Copyright(C) SONODA WOMEN'S UNIVERSITY SONODA WOMEN'S COLLEGE All Rights Reserved.

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部

研究倫理・研究支援パンフレット

公正な研究活動を推進するために



研究倫理

研究者が順守すべき行動規範

1

- 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の使用に係る行動規範
- 日本学術会議「科学者の行動規範-改訂版-」(平成25年1月25日)より抜粋

研究活動における不正行為への対応について

2

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要 (文部科学省)
- 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での研究活動における不正行為への対応(組織の管理責任の明確化)

公的研究費の管理・監査等について

4

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」概要 平成26年2月18日改正(文部科学省)
- 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での公的研究費等にかかる機関内責任体制と職務

研究支援

研究支援体制

6

- 社会連携推進センター・地域連携・研究支援ユニット
- 生命倫理委員会
- 動物実験委員会
- 共同研究推進委員会
- 学外共同研究等審査会
- 受託研究等審査会
- 在外研究員等審査会
- 公的研究費の不正使用に関する窓口
- 研究活動における不正行為に関する窓口

研究の種類

7

- 学内共同研究
- 学外共同研究
- 受託研究
- 奨学寄附金による研究
- 科学研究費助成事業(文部科学省・日本学術振興会)、厚生労働省
- その他、一般公募等の助成金など

科学研究費助成事業(科研費)の案内

8

- 概要(科学研究費助成事業(科研費)とは?)
- 科研費の研究組織
- 科研費の管理について
- 研究中の各種変更等について
- 応募前に確認しておく事
- 科研費のメリット
- 科研費の公募について
- 主な研究種目

その他助成金など

9

- その他、一般公募等の助成金など

研究支援関係 規程・書式等掲載場所

巻末

研究者が順守すべき行動規範

研究者に求められる行動規範を遵守し、公正で誠実な研究活動を行うことが不可欠です。研究倫理教育やコンプライアンス教育の受講等により、研究者等に求められる倫理規範等を修得した上で、研究活動を実施してください。

園田学園女子大学・
園田学園女子大学短期大学部における
公的研究費の使用に係る行動規範

(平成27年10月1日制定)

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部(以下「本学」という)は、学術研究の公平性・信頼性を確保することを目的として、公的研究費の使用に当たり、教職員が遵守すべき行動規範をここに定める。

本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

(法令の遵守)

1 本学の教職員は、公的研究費は国民の貴重な税金が原資であることを認識し、その管理と執行にあたっては関連法令や規則を遵守する。

(適正な使用)

2 研究者等は、研究計画に基づいて公的研究費を計画的かつ適正な使用に努める。また、事務職員は、効率のよいかつ適正な事務処理を行うことに努める。

(管理・監査体制)

3 本学の教職員は、公的研究費の不正及び不適切な実行を防止するため、実効性のある管理・監査体制を整備する。

(ルールを理解)

4 本学の教職員は、公的研究費の取扱いに係る研修等に積極的に参加し、法令等の知識を習得し、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努める。

附則

この行動規範は、平成27年10月1日から施行する。

日本学術会議「科学者の行動規範-改訂版-」
(平成25年1月25日)より「I.科学者の責務」抜粋

平成18年(2006年)10月3日制定
平成25年(2013年)1月25日改訂

科学者の行動規範

日本学術会議

I. 科学者の責務

(科学者の基本的責任)

1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(科学者の姿勢)

2 科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の科学者)

3 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

4 科学者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

6 科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

研究活動における不正行為への対応について

文科省

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」概要

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

●研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

●不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

●上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

- ◆共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
- ◆複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
- ◆若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言（メンターの配置等）

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【不正行為を抑止する環境整備】

1 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

- 大学等の研究機関：「研究倫理教育責任者」の配置など必要な体制整備を図り、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施
- 大学：学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進
- 配分機関：競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認

2 大学等の研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

【不正事案の一覧化公開】

- 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開

第3節 研究活動における特定不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）

【対象とする不正行為（特定不正行為）】

- 捏造、改ざん、盗用（注：従来どおり）

【大学等の研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表】

- 研究活動における特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を整備し、公表
 - ◆不正行為に対応するための責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲を定めること
 - ◆告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
 - ◆特定不正行為の調査の実施などについて、文部科学省等への報告義務化

【特定不正行為の告発の受付、事案の調査】

- 特定不正行為の告発の受付から、事案の調査（予備調査、本調査、認定、不服申立て、調査結果の公表等）までの手続き・方法
 - ◆告発・相談窓口の設置・周知 ※告発・相談窓口の第3者への業務委託も可能
 - ◆大学等の研究機関における調査期間の目安の設定
 - ◆調査委員会に外部有識者を半数以上入れること（利害関係者の排除についても規定）
 - ◆調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に再現実験の機会を確保
 - ◆調査の専門性に関する不服申立ては、調査委員を交代・追加等して審査

第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

【特定不正行為に対する研究者、大学等の研究機関への措置】

- 特定不正行為に係る競争的資金等の返還（※）
 - 競争的資金等への申請及び参加資格の制限（※）
- （※競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象とする。）

【組織としての管理責任に対する大学等の研究機関への措置】

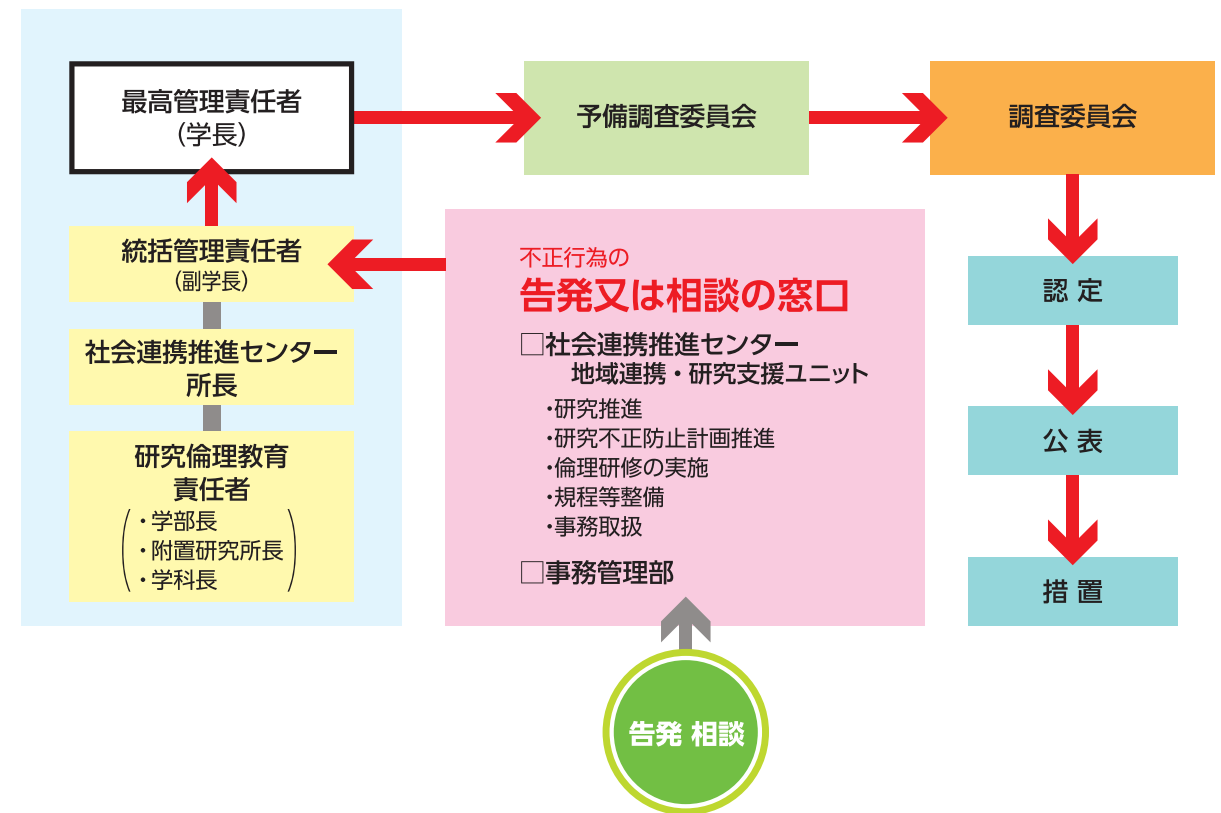
- 1 組織としての責任体制の確保
 - 研究活動における不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が「管理条件」を付与
 - 管理条件の履行が認められない場合、機関に対する「間接経費」を削減等の措置
- 2 迅速な調査の確保
 - 正当な理由なく特定不正行為に係る調査が遅れた場合、「間接経費」の削減措置

本学

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での研究活動における不正行為への対応（組織の管理責任の明確化）

不正行為を防止するための責任者として、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く

責任体系



責任と権限

【最高管理責任者】学長

機関全体を統括し、研究者の不正行為防止についての基本方針の決定、不正行為にかかる情報を受けたときの対応方針の決定及び最終責任を負う

【統括管理責任者】副学長

最高管理責任者を補佐し、研究者の不正行為防止について機関全体を実質的に統括する責任と権限を持ち、機関全体の研究倫理教育の実施計画の策定及び実施統括、不正行為にかかる情報を受けたときの対応の統括を行う

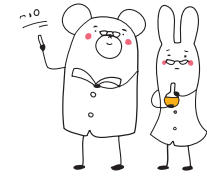
【研究倫理教育責任者】学部長、附置研究所長、学科長

- ・各部署における研究者の不正行為防止を行う
- ・研究倫理教育責任者は、自己の監督する部署において、研究活動に関わる者を対象に、定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する
- ・研究倫理教育責任者は、研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援や助言を行う

【告発の相談窓口】 ●社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニット ●事務管理部

本学において不正行為が存在する、あるいは疑われる場合の内外からの問い合わせに適切に対応する

公的研究費の管理・監査等について



文科省

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)【概要】

第1節 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の管理に係る機関内での責任者(最高責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者)の責任の範囲、権限の明確化を要請。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

機関内のルールの明確化・統一化(ルールの整備と相談窓口の設置等)、職務権限の明確化、公正で効率的な研究遂行のための研究者及び事務職員の意識向上、告発等の取扱い(迅速な全容説明を含む)、懲戒の明確な規定と透明な運用を要請。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

機関内での不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び計画の責任ある実施(防止計画推進部署の設置等)を要請。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

予算執行のチェック体制の構築、業者との癒着防止、事務部門による発注・検収業務の実施など、不正防止計画を踏まえた具体的な不正抑止策を要請。

第5節 情報発信・共有化の推進

機関における不正への取組に関する基本方針等を内外に積極的に情報発信することにより、機関間、担当者間等における情報共有を要請。

第6節 モニタリングの在り方

実効性のあるモニタリング体制及び方法(機関全体の視点からモニタリング、リスクアプローチ監査の実施、監査制度を整備等)について要請。

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

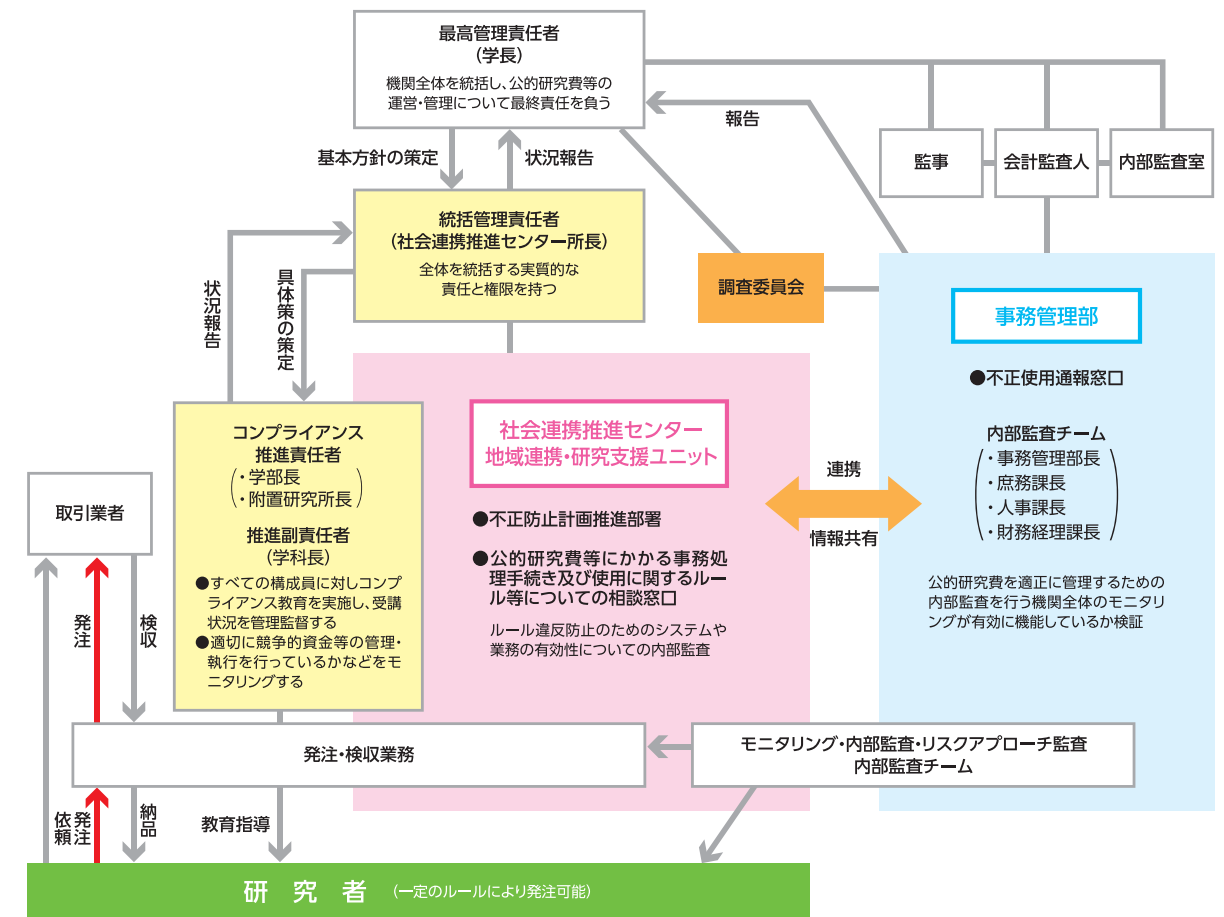
文部科学省等が機関に対し、体制整備等に関する調査の実施や機関における体制整備の不備に係る措置(間接経費措置額の削減等)を明記。

第8節 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応

機関から提出される不正事案の最終報告書に係る配分機関における措置等を明記。

本学

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部での公的研究費等にかかる機関内責任体制と職務



園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の運営・管理及び監査に関する規程(平成30年4月1日)より

担当窓口

■事務管理部 内部監査チーム
TEL: 06-6429-1201 FAX: 06-6422-8523
E-mail: tuho@sonoda-u.ac.jp

- 公的研究費の不正使用に係る通報窓口
- 研究不正行為の告発又は相談の窓口

■社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニット
TEL: 06-6429-9921 FAX: 06-6422-8523
E-mail: kenkyushien@ml2.sonoda-u.ac.jp

- 研究不正行為の告発又は相談の窓口
- 公的研究費の使用ルール及び事務処理等の窓口
- 研究支援(科研費、受託研究、共同研究、奨学寄附、共同研究(学内))
- 研究倫理審査 ●研究倫理教育 ●学生に対する研究倫理教育

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における公的研究費の使用に係る行動規範

(平成27年10月1日制定)

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部(以下「本学」という)は、学術研究の公平性・信頼性を確保することを目的として、公的研究費の使用に当たり、教職員が遵守すべき行動規範をここに定める。

本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

- (法令の遵守)
1 本学の教職員は、公的研究費は国民の貴重な税金が原資であることを認識し、その管理と執行にあたっては関連法令や規則を遵守する。
- (適正な使用)
2 研究者等は、研究計画に基づいて公的研究費を計画的かつ適正な使用に努める。また、事務職員は、効率的かつ適正な事務処理を行うことに努める。
- (管理・監査体制)
3 本学の教職員は、公的研究費の不正及び不適切な実行を防止するため、実効性のある管理・監査体制を整備する。
- (ルールの理解)
4 本学の教職員は、公的研究費の取扱いに係る研修等に積極的に参加し、法令等の知識を習得し、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努める。

附則
この行動規範は、平成27年10月1日から施行する。

●社会連携推進センター地域連携・研究支援ユニット

様々な研究支援や科学研究費助成事業公募に関する説明会・研究倫理研修の実施、研究に係る委員会の事務取り扱いなどを行っています。

●生命倫理委員会

本学に所属する研究者が行う人間を対象とした研究においてヘルシンキ宣言(被験者の権利・利益を優先すること、一般的に認知された科学的諸原則に従って行うこと、計画書を研究倫理委員会に提出し承認を得ること、被験者の自主的な同意を得ること、など)の趣旨に添った生命倫理的配慮を図ることを目的とします。

人間を直接対象とした研究において、アンケート調査や協力が必要となった時には審査を行う必要があります。※1

※1:内容によっては不要な場合がありますので、迷ったら生命倫理委員会にかけられるか否かのチェックシートにて確認をしてください。

●動物実験委員会

動物実験等の適正な運営を図ることを目的とします。

研究や授業などで動物実験を行おうとする場合は事前に審査を受ける必要があります。

●共同研究推進委員会

学内の共同研究(本学の教員2名以上で構成)について、企画立案の推進及び実施・調整、研究課題の採択などを行います。

●学外共同研究等審査会

学外の共同研究(本学の教員と学外の研究者や業者などで構成)について、学外共同研究の受け入れの可否を決定します。

●受託研究等審査会

学外からの受託を受けて行う研究について、受託研究の受け入れの可否を決定します。

●在外研究員等審査会

本人の申請に基づき、在外研究員等審査会が審査を行います。なお、海外研修員については、研修期間中授業に支障のない場合にのみ承認するものとします。

●公的研究費の不正使用に関する窓口

事務管理部 内部監査チーム(TEL:06-6429-1201) *詳細はP.5をご覧ください。

●研究活動における不正行為に関する窓口

社会連携推進センター(TEL:06-6429-9921) *詳細はP.3をご覧ください。



研究の種類

主な研究の種類の紹介です。これ以外にも財団や研究機関などによる公募などもあります。ご自身にあった研究を探してみてください。

種別	概要	おすすめポイント
学内共同研究	<p>本学における研究活動の活性化及び教育の質の向上を図るため、共同研究の推進を目的とし、本学の教員2名以上が共通の課題について協力して研究するものです。この共同研究には、他大学、その他の研究機関等の研究者を含めることができます。</p> <p>年に1度(秋頃)募集が行われ、共同研究推進委員会にて審査後、採択された研究課題については、次年度の4月1日~研究スタートとなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○これから科学研究費助成事業(科研費)や外部資金の獲得を目指す研究者 ○特に若手研究者のステップアップとして
学外共同研究	<p>本学の研究者と学外の研究機関や企業などと共通の課題について協力し、研究するものです。本学の当該共同研究の担当者及び学生の教育研究上有意義であり、かつ、本学の教育・研究に支障を生じるおそれがないと学長が認めた場合に限りです。</p> <p>随時受付しており、書類の提出後に学外共同研究等審査会で審議のうえ、学外共同研究の受け入れの可否が決定されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等とコラボレーションをして商品開発をしてみたい ○他分野の研究者とともに研究を行ってみたい ○視野を広げたいなどお考えの研究者におすすめ
受託研究	<p>学外の企業や研究機関等が本学の研究者や本学へ研究の委託をするものです。</p> <p>本学の教育・研究に支障を生じるおそれがないと学長が認めた場合に限りです。本学に研究を委託しようとする者は、当該受託研究を担当する本学の研究者と協議の上、申込書類を提出します。本学の研究者は、受託研究計画書を提出します。</p> <p>随時受付しており、受託研究等審査会で審議のうえ、受託研究の受け入れの可否が決定されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学外研究機関や企業が提示する条件と自分のやりたい研究がマッチすることにより、 ・自分自身の研究の幅が広がる ・ステップアップになる ・教育現場への還元が期待できる
奨学寄附金による研究	<p>本学における奨学を目的とする寄付及び有価証券のことを指します。</p> <p>奨学寄附金の寄付を申し出る者は、申込書を提出し、受け入れの決定は理事長が行います。</p> <p>本学の教職員個人が寄附金を受けた場合、次の①②に該当するときは、原則として当該寄附金を改めて本学に寄附するものとします。</p> <p>①職務上の教育・研究を助成しようとするもの ②当該寄附金をもって本学の施設・設備等を使用した教育・研究を実施するための経費に充てようとするもの。</p>	
科学研究費助成事業 (文部科学省・日本学術振興会)、 厚生労働省	<p>一般的に、「科研費」として呼ばれることが多く、文学、社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」です。</p> <p>ピアレビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。若手の研究者を支援する研究種目もあり、若手研究者からベテランまで幅広く日本中の大学や研究機関等で活用されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特に若手研究者を支援する研究種目も増えており、若手研究者におすすめ ○今まで「科研費は難しいもの!」と思っていた若手研究者やベテランの研究者にもぜひ挑戦していただくことをおすすめします
その他、一般公募等の 助成金など	<p>公益財団法人や研究機関などから、年中を通して研究助成の案内があります。情報は都度イントラへ掲出しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○採択されると財団等のホームページに掲載されることにより、企業等からのオファーのきっかけになることも

●概要(科学研究費助成事業(科研費)とは?)

科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金/科学研究費補助金)は、人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

独立行政法人 日本学術振興会HPより

<科研費のお金の出どころはどこですか?>

科研費は国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費による研究を行う研究者は、その事を意識してルールに従い適切かつ効率的な使用に努めなければいけません。また、直接経費とは別に直接経費の30%が間接経費として研究機関へ入ります。

<科研費のスケジュールはどうなっていますか?>

前年度の9月1日に公募開始、11月上旬に締切られます。審査期間を経て、4月1日に交付内定、6月下旬に交付決定されます。

研究種目により上記の通りでないものもありますので、詳細は日本学術振興会のHPや公募要領などでご確認ください。

●科研費の管理について

科研費の管理や諸手続きは、全て研究機関が行うことになっています。

これは、研究者の負担を軽減し、うっかりミス等意図せぬルール違反を防止するためです。物品の購入方法など研究機関によりルールが異なりますので事務局へ確認するようにしてください。

(科研費で購入したものは全て事務局での検品・検収が必要となります。)

●応募前に確認をしておく事

- ①応募資格の確認
- ②研究者情報登録の確認(研究者番号の取得)
- ③e-RadのID・パスワードの取得または確認

①については、事務局または公募要領などでご確認ください。②③については全く初めての方は登録し研究者番号の取得を行いますので事務局へお申し出ください。

●科研費の公募について

9月1日に公募が開始されたあと、事務局より学内イントラにて公募のお知らせと学内提出締切期限などお伝えします。

応募を希望する研究種目の公募要領などをご覧いただき、応募資格など確認した上で応募いただきます。

応募方法は、研究者番号を使用し科研費の電子申請システムにて作成送信してご提出いただきます。

詳細は、学内イントラ、日本学術振興会のHPにてご確認ください。

●科研費の研究組織 研究組織として以下の3通りです。

◆研究代表者(補助事業者)

補助事業の遂行に当たって全ての責任を持つ者です。よく「代表者」と言います。また、その代表者が所属する大学(等)を「代表校」と言ったりします。いったん代表者が全ての補助金を受領し、分担者へ毎年配分を行います。

◆研究分担者(補助事業者)

研究代表者と共に補助事業の遂行に責任を負う者です。よく「分担者」と言います。また、その分担者が所属する大学(等)を「分担校」と言ったりします。研究代表者から分担金の配分を受け、自らの裁量で研究費を使用することができます。

◆研究協力者(補助事業者ではありません)

研究課題の遂行にあたって協力を行う者です。
・応募資格がない者であっても「研究協力者」になることができます。
・研究協力者は、科研費を主体的に使用することはできません。

●科研費を使用しての研究中の各種変更等について

手続きをすれば、以下のような変更をすることも可能です。詳細は、日本学術振興会のHP、公募要領などでご確認ください。

◆直接経費の使用内訳の大幅な変更

各費目の額を直接経費の総額(※)の50%(直接経費の総額の50%が300万円以下の場合は、300万円)を超えて変更しようとする場合は事前に手続きが必要です。

※補助金分：年度ごとの交付決定額
基金分：複数年度にわたる研究期間全体の交付決定額

◆産前産後休暇又は育児休業による研究期間の延長

◆研究分担者の追加・削除

例えば、同じ研究組織に参画していて「研究分担者」から「研究協力者」に変更しようとする場合は「研究分担者の削除」に該当しますので、注意してください。

◆海外における研究滞在等による研究機関変更

科研費の対象となる研究機関以外へ変更する場合、科研費による研究継続は認められません。

◆補助事業期間の延長※

基金分の種目は、最終年度に事前に補助事業延長承認手続を行うことにより、1年間補助事業期間を延長できます。(補助金種目の場合には、繰越申請手続が必要です。)

※国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))については、交付申請した日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日まで、補助期間を延長することができます。

●科研費のメリット

研究者自身の研究力向上、研究業績アップ、教育活動への還元、大学への貢献など様々なメリットがあります。

また、研究種目も幅広く用意されており、これからの若手の研究者からベテランの研究者まで応募することができます。

●主な研究種目

研究内容や規模などに応じて様々なカテゴリー(研究種目)を設定しています。

研究種目	研究種目の目的・内容	補助金・基金の別	役割分担
科学研究費 Grants-in-Aid for Scientific Research			
特別推進研究 Grant-in-Aid for Specially Promoted Research	新しい学術を切り拓く真に優れた独自性のある研究であって、格段に優れた研究成果が期待される1人又は比較的少人数の研究者で行う研究(3~5年間(真に必要な場合は最長7年間)2億円以上5億円まで(真に必要な場合は5億円を超える応募も可能))	補助金	振
新学術領域研究(研究領域提案型) Grant-in-Aid for Scientific Research on Innovative Areas (Research in a Proposed Research Area)	多様な研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成、設備の共用化等の取組を通じて発展させる(5年間1領域単年度当たり1,000万円~3億円程度を原則とする) 【令和2(2020)年度公募以降、継続研究領域の公募研究のみ公募】	補助金	文・振
学術変革領域研究 Grant-in-Aid for Transformative Research Areas	(A) 多様な研究者の共創と融合により提案された研究領域において、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化や若手研究者の育成につながる研究領域の創成を目指し、共同研究や設備の共用化等の取組を通じて提案研究領域を発展させる研究(5年間1研究領域単年度当たり5,000万円以上3億円まで(真に必要な場合は3億円を超える応募も可能)) (B) 次代の学術の担い手となる研究者による少数・小規模の研究グループ(3~4グループ程度)が提案する研究領域において、より挑戦的かつ萌芽的な研究に取り組むことで、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを先導するとともに、我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域の創成を目指し、将来の学術変革領域研究(A)への展開などが期待される研究(3年間1研究領域単年度当たり5,000万円以下)	補助金	文・振
基盤研究(S) Grant-in-Aid for Scientific Research(S)	1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 原則5年間 5,000万円以上 2億円以下	(S) 補助金	振
基盤研究(A・B・C) Grant-in-Aid for Scientific Research(A)/(B)/(C)	1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (A) 3~5年間 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 3~5年間 500万円以上 2,000万円以下 (C) 3~5年間 500万円以下	(A) 補助金 (B) 補助金 (C) 基金	振
挑戦的研究(開拓・萌芽) Grant-in-Aid for Challenging Research (Pioneering)/(Exploratory)	1人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの学術の体系や方向を大きく変革・転換させることを志向し、飛躍的に発展する潜在性を有する研究 なお、(萌芽)については、探索的性質の強い、あるいは芽生え期の研究も対象とする (開拓) 3~6年間 500万円以上 2,000万円以下 (萌芽) 2~3年間 500万円以下	開拓 補助金 萌芽 基金	振
若手研究(A・B) Grant-in-Aid for Young Scientists(A)/(B)	【平成29(2017)年度公募まで】39歳以下の研究者が1人で行う研究 (A) 2~4年間 500万円以上 3,000万円以下 (B) 2~4年間 500万円以下	(A) 補助金 (B) 基金	振
若手研究 Grant-in-Aid for Early-Career Scientists	【平成30(2018)年度公募以降】博士の学位取得後8年未満の研究者(注1)が1人で行う研究 なお、経過措置として39歳以下の博士の学位を未取得の研究者が1人で行う研究も対象 2~4年間 500万円以下	基金	振
研究活動スタート支援 Grant-in-Aid for Research Activity Start-up	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 2年以内 単年度当たり150万円以下	基金	振
奨励研究 Grant-in-Aid for Encouragement of Scientists	教育・研究機関や企業等に所属する者で、学術の振興に寄与する研究を行っている者が1人で行う研究 1年間 10万円以上 100万円以下	補助金	振

(注1) 博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者を含む。
(注2) 役割分担欄の「文」は文部科学省が、「振」は日本学術振興会が担当することを示す。

独立法人 日本学術振興会HPより

その他、特別研究促進費、研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース)、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A)、国際共同研究強化(B)、国際活動支援班、帰国発展研究)など
詳細は、日本学術振興会のHP、公募要領などでご確認ください。

その他助成金など

●その他、一般公募等の助成金など

随時、各公益財団法人や企業等より助成金等の一般公募の案内があります。分野や内容を指定されることも多いですが、大きな研究資金の1つとなります。都度、学内イントラにてお知らせをしておりますので、ご興味のあるものには是非応募してみてください。思わぬところから、企業や他大学より共同研究のオファーやコラボレーションにつながることもあるかもしれません。

どのような助成金があるかについては、公益財団法人助成財団センター出版の『研究者のための助成金応募ガイド』をご参考になさってください。社会連携推進センターでも貸出しております。